

第7回羽島市公式インスタグラムフォトコンテスト実施要領

令和7年4月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の魅力を広く画像で発信し、シティセールスを推進するために行う第7回羽島市公式インスタグラムフォトコンテスト（以下「フォトコンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。

(テーマ)

第3条 フォトコンテストのテーマは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の風景
- (2) 市内で開催されるイベント等の様子
- (3) 市内の飲食店で提供される独自メニュー
- (4) その他市の知名度向上に資するもの

(実施期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和7年4月1日から令和8年2月15日までとする。

(応募者)

第5条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同し、かつ次のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 羽島市民
- (2) 市内を訪れる観光客
- (3) 市内で開催されるイベント等の来場者
- (4) 市内飲食店の来店者

(応募方法)

第6条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条各号のいずれかのテーマに沿った画像をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) Instagram羽島市公式アカウントをフォローしていること。

(3) 投稿する画像がInstagram羽島市公式アカウント運用方針の注意事項の内容に該当しないこと。

(4) 画像を投稿する際には、キャプションに撮影場所とハッシュタグ「#羽島の魅力 2025」を入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。

(投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。

2 投稿する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限るものとする。

3 投稿する画像は、令和7年以前に撮影されたものも投稿することができる。

4 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たものののみ投稿することができる。

5 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、合成などの加工を施して投稿することができるが、組写真は投稿することができない。

(費用の負担)

第8条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第9条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、市は特にシティセールスの推進に資すると認められる画像を10点程度選定し、当該画像を入賞作品とする。なお、フォトコンテストの特別賞として、株式会社中広と連携し「はしまる賞」を別途1点選定する。

2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

3 当該画像を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、報償として選定の結果に応じて1,000円分又は500円分の図書カードを提供することができる。ただし、同じ応募者の複数の作品が入賞作品として選定された場合は重複して報償を提供せず、上位の1作品に対応する報償のみを提供するものとする。

4 「はしまる賞」に選定された作品は、株式会社中広が発行する情報誌「はしまる」の紙面に掲載することができる。ただし、「はしまる賞」受賞者には前項の図書カードを提供しないこととする。

5 受賞者への報償には副賞を添えることができる。

6 報償及び副賞の発送は日本国内に限るものとする。

7 第6条及び第7条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第10条 市は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

2 受賞者は、次に掲げる事項を市が指定する日までに羽島市へ電子メールにて連絡するものとする。

(1) 受賞者の住所

(2) 報償等の発送先

(3) 氏名

(4) 年齢

(5) 電話番号

3 市が指定した日までに連絡がない場合は受賞の権利が失効し、この場合は第9条の選定において次点の画像を投稿した者を新たな受賞者とする。

(受賞者の公表)

第11条 市は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名を市ホームページ、広報紙、記者発表等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 市は、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第13条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、羽島市は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、市ホームページ、Instagram羽島市公式アカウント、市公式Facebookページ、広報紙、市が発行する印刷物、市が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第14条 市は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを

負わない。

(庶務)

第15条 フォトコンテストの実施に係る事務は、市長室秘書広報課において行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。